

# 静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成20年2月27日(水)午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

青島敏江，池上直美，奥田都子，小栗正雄，三摩真己，末木宏典，鈴木孝治，長谷川孝夫，真子義秋(以上，学識経験者)，熊田俊博，福地繪子(以上，弁護士)，櫻井登美雄，水谷美穂子(以上，裁判官)

(事務担当者)

宮治芳雅(事務局長)，富山豊(首席家庭裁判所調査官)，三枝一久(家事首席書記官)，青木克仁(少年首席書記官)

(庶務)

北島孝子(総務課長)

4 地裁・家裁委員会に提言する市民の会が実施したアンケートの結果報告

地裁・家裁委員会に提言する市民の会から送付された，第2期静岡家庭裁判所委員会に対して実施されたアンケートの集計結果を伝達した。

5 庁舎見学等

家事調停に関するDVDを視聴した後，事務担当者(首席書記官等)が説明しながら静岡家庭裁判所の事件室等を見学した。

6 議 事

(1) 前回の委員会の際に質問された，管内を含めた静岡家庭裁判所の概況等について事務担当者(事務局長)が説明した。

(2) 静岡家庭裁判所委員会の求めにより，家事調停の手続きに関して，第1回委員会以降に係属した調停事件の当事者の声を聞いた結果等を事務担当者(家事首席書記官)が説明した後，「家事調停の運用について」をテーマとして意見

交換を実施した。

意見交換の概要は別紙のとおり

- (3) 次回委員会では，県民の意識・ニーズはどんなものを念頭におき，申立書等の文書関係を中心として意見交換をし，併せて，この委員会をどう進めていくのか，今後の協議のあり方についても意見交換をする。

7 次回の意見交換のテーマ

「家事調停の運用について」（続行）

8 次回開催日について

平成20年5月19日午後1時30分

以 上

(別紙)

静岡家裁では、調停の呼出時刻について、申立人と相手方との間に時差を設けているのか。

本庁では、事案により第1回調停日に限らず時差を設けている。

調停を申し立てている以上深刻な利害関係があるのだから、基本的には呼出時刻に時差を設けるのが当然と思う。

沼津支部では、少なくとも第1回調停日の呼出時刻に30分の時差が設けられている。静岡家裁の全管内で少なくとも第1回調停日には呼出時刻に時差を設けるよう検討してほしい。

第1回調停日の様子で第2回以降時差を設けるかどうかを決めてもよいと思う。

呼出時刻に時差を設けても、30分遅く呼び出した当事者が呼出時刻より30分早く家裁に来てしまうこともあり、時差を設ける以外の対策も必要である。

本庁では、各階ともトイレが男女隣り合わせて同じ場所に1か所あるだけである。呼出時刻に時差を設けても、トイレで鉢合わせすることがあるのではないか。

人間関係がこじれている場合が多いのだから、申立人と相手方が顔を合わせないようにする配慮が必要ではないか。

当事者の声を聞くなりして、何か改善したことがあるか。

本庁では、待合室のイスの位置を変え、待っている人同士が対面しないようにした。また、第1回調停日の呼出しの際、相手方に送付する説明文書をよりわかりやすく平易な言葉を使うよう修文作業中である。

当事者は何らかの救いを求めて裁判所に来る。そうすると第一歩が大事である。訪れた人同士が目線をあわせないで済むよう、簡単なパーテーションか他人の視線を気にしないで話せるような個室が必要ではないか。

イスの配置を変えただけではプライバシー等で問題がある。顔を合わせないように細やかな配慮が必要と思う。知り合いに会うこともあり得る。最大限の配慮をしてほしい。

裁判所を利用する人は一生のうちで一度と思う。心細い思いをしている人の視点や感覚を踏まえたうえで、待合室等の動線を見直してもらいたい。

本庁の待合室は狭すぎるし、申立人と相手方の待合室が隣り合わせのような位置にあるのは問題であり、この状態は早急に解消されるべきである。

限られたスペースでやっているのだから、トイレに行く時等で顔を合わせないようにすることは無理だと思う。ただ、相手方に会いたくないのに裁判所で会ってしまっただけで症状を悪化させたケースもある。姿を見ただけでだめになることもある。裁判所で相手方と顔を合わせることがないことを保証してもらえるとよい。うまく交通整理をするスタッフが必要である。

庁内で待機中などの当事者を呼ぶ場合について、たとえば個人名を特定しないで呼び上げるなど何らかの配慮が必要と考えている。また、本庁の待合室については根本的な改善ではないが、細長い各待合室内の長イスについて、対面する配置としていたものを、イスの位置をずらし対面しない配置とするよう工夫を試みた。制約はあるが、可能な限り更なる工夫を検討してみたいと思う。

本庁では階段が2つあることを当事者にアドバイスしたらどうか。建物の中の別の階段を使えるとわかることだけでも当事者はだいぶ落ち着く。今日の意見は確実に反映してもらいたい。

公道から家裁本庁の庁舎への進入路は一本道であり、当事者の動線からは問題がある。地裁本庁は現在庁舎の建て直しが進んでいるようだが、家裁本庁の庁舎を移転するとか、建て直すというような議論はなされているのか。

家裁本庁の庁舎は、建てて20年しか経っていないので、今のところ建て直しの話はない。

施設面については静岡家裁独自でどうにもできないものなのだろうから、上級庁に上申してもらいたい。

本庁の受付に花が生けられていたが、傷心の人にとっては心が和むものであるから続けてもらいたい。また、待合室に絵本があったが、子供に離婚のことを教えるための絵本ばかりであった。その目的のために作成されたよい絵本ではあるが、子供が読む普通の絵本の方が子供は落ち着く。普通の生活感覚にたった上で必要な物を備え置いてほしい。

DV（ドメスティックバイオレンス）の当事者の付き添いで裁判所に来たこと

がある。当事者は不安なのに，部屋の入口のドアを入ると職員にわっと見られて威圧感がある。また，すぐ横で他の人が話をし，低い仕切がある程度の受付でこちらでもDVの話をしなければならないし，職員は忙しいのか担当者がすぐに出て来てくれなかった。インテークの段階で優しく聞く等の配慮が必要である。

職員は当事者に気を使って対応していると思うが，司法関係者しかわからない専門用語で書かれているものが多いので，説明書があれば一般人にもわかりやすい。

家裁本庁の敷地外の表示についてであるが，本庁に来るための道路は一方通行であり，堀の右カーブの地点で家裁への一本道に曲がることになるため，左折の際，運転手の視点は前方の葵小学校方面に向けられているはずである。しかし，家裁を知らせる表示はカーブ手前の幼稚園の地点にしかないから，運転手は表示を見落すのではないか。

市民相談室では離婚等の様々な相談を受けており，調停をした方がいいかどうかという場合，家裁に行くように勧めることが多いと聞いた。しかし，家裁で扱っているのは手続相談だけということであり，認識のずれがある。調停などのパンフレットを家裁から市に送付する際，家裁で扱っているのは手続相談だけという説明もしてもらえないか。相談員も3年ほどで交代し，知識が不足しているので，家裁から説明を受けていれば，もっと細かく対応できると思う。

できるものから，是非実行して欲しい。

以 上

印：委員発言      印：事務担当者発言